

# 全国司法書士女性会FAX通信278号 (2014年7月号)

発行責任者 会 長 大 城 節 子  
事務局 〒579 - 8036大阪府東大阪市鷹殿町 1 - 7  
司法書士法人東大阪前川滝川事務所内  
Tel 072-981-5281 fax 072-987-3460  
e-mail joseikai@aokitakigawa.com  
<http://shihosyoshi-joseikai.com/>

全国司法書士女性会 会員の皆様 ごきげんよう

随分ご無沙汰をしまして申し訳ありません。

7月号 FAX 通信は、9月開催予定の第18回女性のつどい および 第15回  
全国司法書士女性会総会のお知らせと、渡辺理事の文書をお送りします。

今回のつどいは福岡で開催予定です。家事事件手続法をテーマにします。  
東京会場、京都会場にお越しになれなかった方、特に九州のみなさん、たくさん  
お集まりください。お待ちしております。

第18回女性の集い、第15回全国司法書士女性会総会

# 全国司法書士女性の集いのご案内

主催：全国司法書士女性会

今年の全国司法書士女性の集いは、大河ドラマ「軍師官兵衛」の主人公が晩年過ごし多くのゆかりが残る福岡の玄界灘に面するホテルで下記のとおり開催します。とんこつラーメン・博多うどん・屋台など、博多の食文化も楽しみましょう♪

## 記

- 開催日時 2014年9月27日(土) 13:30～17:30
- 開催地 福岡サンパレス ホテル&ホール  
〒812-0021 福岡市博多区築港本町2-1 TEL 092-272-1123(代表)
- スケジュール
  - ◆受付<4F第3会議室前> 13:00～13:30
  - ◆研修会<4F第3会議室> 13:30～16:00  
”好評につき東京、京都に続く第3弾”  
テーマ：家事事件手続法の解説と家事事件の具体的案件  
講師：弁護士 打越さく良先生
  - ◆第15回定時総会<2F平安> 17:00～17:30
  - ◆懇親会<2F玄海> 18:00～20:00
- 参加費 次のとおり《当日会場でお支払いください》
  - ◇研修会費 2,000円
  - ◇研修会・懇親会費 9,000円
  - ◇研修会・懇親会・宿泊(朝食別)  
【シングル】19,800円 【ツイン】17,700円～20,250円  
宿泊は別途【和室(3人部屋)】16,400円(室料のみ)もあります。

- ※ 女性会会員以外の方のご参加も承っております。もちろん、男女共同参画型です。
- ※ 研修会参加者は、所属司法書士会の研修単位の付与申請が可能です。
- ※ 参加申し込み方法 右申込書を、実行委員会事務局までFAXお願い致します。
- ※ 定員を超えた場合、ご入場いただけないことがございます。ご了承くださいませ。

お問い合わせは… TEL 092-781-6500 FAX 092-741-1251  
全国司法書士女性会 女性の集い 担当：松村(マツムラ)

# 全国司法書士女性の集い

## 参加申込書

(9月10日 締切)

お名前 \_\_\_\_\_ 所属会 \_\_\_\_\_

事務所 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

※ ご希望にチェックして下さい

総 会 参加【  】 不参加【  】

研 修 参加【  】 不参加【  】

懇親会 参加【  】 不参加【  】

宿 泊 シングル希望【  】 ツイン希望【  】 和室希望【  】  
希望しない【  】

※ お申しいただいた後は、キャンセル日によっては、キャンセル料がかかりますので、  
予めご了承ください。

《福岡サンパレス ホテル&ホール》アクセス

\*お 車\* 九州自動車道 福岡インター又は太宰府インター  
⇒福岡都市高速 築港ランプから 約3分

\*タクシー\* JR博多駅から 約10分・天神から 約10分  
福岡空港から 約20分

\*地下鉄\* 福岡市営地下鉄「呉服町」駅下車徒歩 約10分

\*バ ス\* JR博多駅からEのりば(福岡センタービル前)

【88】国際会議場・サンパレス前(約15分)下車徒歩 約1分

【99】国際センター・サンパレス前(約15分)下車徒歩 約1分

FAX送信先 **092-741-1251** 実行委員会事務局  
(松村事務所内)

♪全国司法書士女性会入会のお申込み・お問い合わせ等

E-mail→ joseikai@aotakigawa.com

URL→http://shihosyoshi-joseikai.com

# 『政務活動費は政務調査費からどう変わったのか』

(山形県議会の『手引』を読み解いてみる)

司法書士 渡辺 寛

## 1. はじめに (前段の歴史的経緯)

日本国憲法第92条の「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。」の規定を受けて憲法と同日(昭和22年5月3日)施行された地方自治法には第203条第1項に「普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。」と規定され、同条第2項には「普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。」と、同条第3項には「普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。」と、また同条第4項には「議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びに支給方法は、条例でこれを定めなければならない。」と規定された。

地方自治法は、昭和31年に一部改正され、同法第204条の2に「普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これをその議会の議員、(中略)に支給することができない。」と名目の如何を問わず給与等を法律又はこれに基づく条例に拠らなければ支給できないこととされた。

この一部改正の趣旨とは相反する事象であるが、地方自治法第232条の2の「普通地方公共団体は、その公益上の必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」を根拠とする会派交付金(調査研究費等名目)の交付の慣行『要項に基づく補助金の交付』が広く行われ(山形県の場合「山形県議会会派に対する県政調査研究交付金交付要綱」に基づいて補助金が交付された。)ていたことも紛れもない歴史的事実である。山形県金山町をその嚆矢とする情報公開条例制定の進展等に伴い、会派交付金という補助金の透明性が求められ、日本全国各地で違法確認訴訟の提訴が続出したことはまだ鮮明な記憶として我々の脳裡に残っている。

そもそも、地方自治体の『調査研究費』や『政務調査費』の淵源は国会に求められる。言うまでもないが、国会は唯一の立法機関たる故をもって国会議員に対しては院内会派活動を行うとの前提に立つが、『立法事務費』が会派に所属する議員数に応じる形をとって議員個人への『歳費』(月額約130万円)とは別枠で会派に支給することが昭和28年7月制定の『国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律』に明定されている。全条文8条に満たない法律ではあるが、最終改正(おそらく支給額の改正と思われる。)が昭和61年になされて議員一人当たり月額65万円が現行額として法定されている。昨年暮れの『みんなの党』から『結いの党』に会派離脱を求めた議員に対して『みんなの党』代表(当時)渡辺喜美が頑なにその離脱を認めない悶着もその裏に会派に支給される『立法事務費』の扱いの問題があったことが新聞報道されている。

国会議員にはこのほか、公務での旅費の支給は勿論のことJR各社の乗車券や国内各

航空会社の航空券が支給されるほか、『文書通信交通滞在費』（略して『文書通信費』）として各議員に月額100万円が交付され、期末手当（ボーナス）も年2回計約635万円が支給されている。（『国会議員の歳費、旅費及び手当に関する法律』）

国会議員の上記『立法事務費』『文書通信費』の有り様を指を咥えて見ていた地方自治体関係者は、時を同じくして発生した地方分権改革の機運に乗じて全国都道府県議会議長会等を介して「地方分権の推進に伴う都道府県議会の充実強化に関する要望」（平成10年7月22日）を国会に提出することを通じて地方自治法一部改正（第100条現第14項の明示）案の提出・成立（平成12年5月）させ、平成13年4月1日、『政務調査費』制度が施行をみるに至った。

## 2. 『政務調査費』制度の成立とその改善（平成13年4月1日～平成25年3月31日）

この法律改正により『調査研究費』は、要綱に基づく補助金から条例に基づく交付金へと法律上の支給根拠が与えられ、山形県においても「山形県政務調査費の交付に関する条例」が制定された。条例のなかに「県政に関する調査研究等の充実を図り、併せて議会の活性化を進めるため」と制度の目的が謳われている。

ただし、当初の条例（全国一律のモデル条例案に沿ったもの）は曖昧な使途基準（議員個人の解釈に委ねられる）や単に議長への収支報告書の提出義務しかなかったのが議員によっては政務調査費を正に「第二の歳費」と考える輩が続出し、全国的に多数の住民監査請求や住民訴訟が提起され、違法な使途実態が次々と白日の下に晒されたことは【ほだな使い方でいいんだが？政務調査費】をメインテーマとして平成19年9月15日～16日開催された第14回全国市民オンブズマン山形大会での各地から報告されている。

こうした国民からの批判を受けて山形県においては、平成19年12月、「山形県議会政務調査費等検討委員会」が設置され、制度の透明性の向上を図る観点からの検討がなされ、翌平成20年4月から「山形県議会政務調査費の交付に関する条例一部改正」が実施に移され《領収書の全額添付》や《従来の会派（31万円）への交付から会派（3万円）及び議員（28万円）交付へ》と取扱の改善（特に前者に関して）がなされた。

## 3. 『政務活動費』への変更（平成25年4月1日～）

以上の経過の中であって突如として平成24年8月10日、並びに同月29日に衆議院と参議院においてあれよあれよという間もなく地方自治法一部改正案は可決成立し、9月5日、一部改正法は公布された。

同法第100条第14項において、名称が従前の「政務調査費」から「政務活動費」へと変更され、その支給目的も単に「議員の調査研究に資するため」から「議員の調査研究その他の活動に資するため」と変更された。さらに、改正前は条例で定める必要があったのは「政務調査費の交付の対象、額、交付の方法」のみであったものが、改正後にはそれらに加えて「政務活動費を充てることができる経費の範囲」も条例で定めなければならないとされた。また、第100条第16項には、「議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。」と新たに議長の政務活動費の透明性への努力義務が明定された。

山形県においても上記法改正を受ける形で、「山形県政務活動費の交付に関する条例」

が一部改正され、平成25年4月1日に施行された。

条例第2条において「県は議員に県政に関する調査研究と施策立案の一層の充実を図り、併せて更なる議会の活性化を進めるため(中略)政務活動費を交付する。」とし、第3条の3には「会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加など県政の課題及び県民の意志を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」を『政務活動費』と定め、同条2項において、支出科目費用として①調査研究費②研修費③広聴広報費④要請陳情等活動費⑤会議費⑥資料作成費⑦資料購入費⑧事務所費⑨事務費⑩人件費の10項目を定めている。

#### 4. 具体的変更(改正)点(山形県政務調査(活動)費の「手引」(平成25年4月1日改正)から)

① 政務活動費以外の経費(例えば自身の政治活動とか?)との按分が必要な場合(上記の⑧⑨⑩が典型と思われる。),従前は上限が2分の1と定められていたが、改正後は原則2分の1に変更はないが、積算根拠を明確にすれば2分の1を超えて、例えば3分の2とか、4分の3を政務活動費分として繰り入れが可能とされた。

② 会計は原則として現金主義(実際に支出した時期によって区分)により整理するものとされた。【要領・手引】(一般的には発生主義が採用されてしかるべき?)

③ 改正の目玉である「要請陳情等活動費」については、議員本人の活動に対して支出できることとし、地域住民を伴って要請陳情等活動を行う場合等の同行者の経費については当然にも支出できないとされた。【要領・手引】

・主な例として「中央省庁等に対する要請陳情等活動に要する経費」(交通費・宿泊費等か?)「住民から個別に相談を受ける際に要する経費」(これは出張した場合を指すのか?)「要請陳情等活動を目的とした機関等の政務活動に適う活動を行っている団体への年会費」(これは如何なる団体が該当するのか精査する必要有り)等を追加している。【手引】

④ 「会議費」については、団体等(具体的に何を指すのか?何でも有りか?)が主催する会議等に議員として参加要請があった場合に充当できることとされた(食糧費を含む)。【要領・手引】(ただ来賓挨拶をするのみで飲み会に移るのは除外すべし。)

・主な例の食糧費の運用の目安は「団体等から議員として出席要請があり、かつ、その会議等を開催する目的が政務活動に適う場合」とされている。【手引】

⑤ 「人件費」については、生計を一にする親族の雇用に係る経費には支出できないこととされた。【要領・手引】(反対解釈として生計を一にしない親族の場合OKか?)

⑥ 「政務活動費」を充当するのに適さない経費の追加・修正として「飲食、会食を主目的とする会合等への参加に要する経費」及び「団体の役員を兼任している議員が、当該団体の役員として総会等に出席する場合に要する経費」を追加する。【要領・手引】(当然過ぎる!)

⑦ 充当するのに適さない活動である「私的活動」の具体例として「団体役員や経営者としての資格等、個人としての社会的地位によって招待された式典、会合」を追加する。【手引】(これも当然!)

⑧ 充当するのに適さない会費である「個人の立場で加入している団体に対する会費」

の具体例として「経営者としての資格等、個人的な資格要件で加入している団体(ライオンズクラブ、ロータリークラブ、趣味の会等)の会費」を追加する。【手引】

- ⑨ 充当するのに適さない会費として「飲食、会食を主目的とする会合等への参加に要する経費」を追加し、その具体例として「新・忘年会、暑気払い」等を明示する。(ただし、その会合の名称にかかわらず、主宰者が県政等に係るニーズを理解してもらうために議員に対して出席を求める場合を除く。)【手引】(新年の賀詞交換会も当然に含まれるものと思料するが、それにしても(ただし書きの規程は)折角の規程に抜け道を作るものと言わざるを得ない。)
- ⑩ 充当するのに適さない経費である「生計を一にする親族への支出」の具体例として雇用に係る「人件費」のほか、「親族所有の建物の賃借料、親族が役員となっている団体への賃借料」を追加する。【手引】(これも当然!)

## 5. オブズマンとしての取り組むべき課題(私見)

- ① 確かに全国各地のオブズマンは「十八番(おはこ)」として政務調査費問題に市民の代表として取組み、情報開示や住民監査請求や住民訴訟等を通じて地方議会議員の国民の税金からの拠出である政務調査費の使い方の乱脈振りを暴いて、議員側も当初法が予定していなかった収支報告書の根拠資料である領収書のほぼ全面的な添付義務化まで勝ち取ったところで平成24年8月、「どさくさ紛れ」とも言うべき地方自治法の一部改正が強行されたわけである。しかし、法律として通った以上一部改正法に則って運動を進めるしかありません。上記に展開したように一部使途の拡大したことは否めませんが、一方で法第100条第16項の新設(議長の使途の透明性の確保の努力義務の明文化)や一般国民にとって当然使用不可と思われることが議員さん達には常識となっていなかったことが明文化されることによって「常識化」された面も多々見受けられる。国の財政はおろか地方の財政も厳しい折柄、国家公務員や地方公務員給与が毎年下げられる一方で議会(国も含む)の議員さんのみ野方図が許されるものとは到底思われません。運動を大多数の国民の声を背景にして継続すべきものと考えます。
- ② 上記具体的な変更(改正)点中で当職が呟いた疑問点等を議会当局と詰めていく必要性が感じられる。
- ③ 上記各運動の上での障害は、収支報告書の根拠資料である領収書の量の膨大さである。1枚100円のコピー代でも10,000枚あれば10万円の費用が掛かる。全ての費目を諦めて一定の費目に絞らざるを得なくなっている昨今である。聞くところによると愛知県と三重県では1枚70円のCDに焼き付けて交付しているとのこと。文書として開示するには、個人情報保護処理に莫大な人件費を掛けて処理した上で開示しているが、CD化した方がその処理も簡易に行える利点もあるとのこと。法改正の趣旨と上記利点を議長に理解していただき領収書のCD-ROM化を働きかける必要があると考える。

追記 平成26年7月1日、兵庫県議会議員野々村竜太郎(47)の『号泣記者会見』が全世界に報道され、その中で1年間に日帰り出張195回行ったとし、政務活動費か

ら約300万円を受け取っていたこと等がマス・メディアに大々的に取り上げられた。事件自体はお粗末極まりないものだが、『政務活動費』が人口に膾炙した功績は多大なものがあったと考えこの機会を捉えて私達の『政務活動費』を監視する運動を速やかに進めていくべきものとする。

以上